

## 気象庁業務評価実施要領

制 定	平成16年 3 月31日 気総第523号
一部改正	平成17年 6 月27日 気総第115号
一部改正	平成18年 7 月10日 気総第108号
一部改正	平成28年 3 月30日 気総第317号
一部改正	平成30年 3 月30日 気総第307号
一部改正	平成31年 3 月28日 気総第263号

中央省庁等改革を契機として、政府全体において、各府省が所掌する政策について自ら評価を行うことを基本として、政策評価の導入が図られることとなった。また、平成14年4月からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価が実施されることになった。政策評価は、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善・反映（Action）」というマネジメント・サイクルの確立により、政策の企画立案過程と結果に関する透明性の向上、政策の意図や効果の国民に対する明確な説明のほか、設定した目標の実現に向けた努力によって政策の質を高めることを目指すものである。

また、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、気象庁は、主として政策の実施に関する機能を担う実施庁と位置付けられた。同法律では、実施庁の業務の効率化等を図るため、府省の長は、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価するとされ、国土交通大臣から気象庁に対して「達成すべき目標」が設定される。

中央省庁等改革により、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）において、気象庁の任務は、気象業務の健全な発達を図ることとされた。気象業務に関する基本制度を定めた気象業務法（昭和27年法律第165号）の目的に照らし、気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることにより、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際協力を推進することとされている。

こうした中央省庁等改革の具体化において、気象庁は、府省ごとに実施する政策評価及び実施庁の目標達成に適切に取り組むとともに、気象業務の改善を目指す。そのため、気象庁においては、所掌する施策や業務を自ら評価し、その結果を施策等の企画立案や的確な業務の実施に反映させていくこと（以下「業務評価」という。）を通じた国民本位で効率的な質の高い行政の実施等によって、その使命を果たしていく。また、こうした考え方を職員一人ひとりのものとし、目標を持った業務運営とマネジメント・サイクルの確立が、職員の意識の向上を通じた組織の活性化につながるよう、業務評価を積極的に推進する。

### 【参考：政策評価】

行政機関が行う政策の評価に関する法律に規定する「政策評価」とは、行政機関がその所掌に係る政策（行政機関の任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの）について、適時にその政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価することをいい、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない、とされている。

#### 【参考：実施庁の実績評価】

中央省庁等改革基本法第16条第6項には、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）について、業務の効率化等を図る措置として、府省の長は、その権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るものを当該実施庁の長に委任するとともに、その事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること、とされている。国土交通大臣は気象庁に対し、「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則」を定めるとともに、毎年度、気象庁が達成すべき目標を定め、実績を評価している。

## 第1 総則

この実施要領は、前文の考え方にたって推進する業務評価の実施に当たり、その目的、評価の実施手順等について定めるものである。なお、この実施要領は、気象業務の実施状況、政策評価の動向その他状況の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第2 目的

気象庁の業務評価は、気象庁の施策や業務を対象として、以下の目的の達成に向けて実施するものとする。

### 1 国民本位で効率的な質の高い行政を実現する。

行政活動においては、受益者と負担者とが必ずしも同じではない。負担者すなわち納税者等の観点からは、コストの小さな、効率的な行政に向けた一層の取組みが求められ、他方、受益者の観点からは、国民の新たなニーズに適ったきめ細かい施策や業務の展開が求められてきている。

このため、顧客たる国民の声を施策等に反映させ、それぞれの施策等が目指すべき成果を国民の立場で示し、限られた行政資源を効率的に活用する中で、全体として国民の満足度を向上させることを目指す。

### 2 成果重視の行政への転換を図る。

国民本位で効率的な質の高い行政を実現するためには、予算や法律制度等の施策等が、期待通りの成果をあげているかどうか確認することが重要である。そのため、目指すべき成果を目標として明示し、その達成度を測定することで、各部局が明確な目標を持って、その達成に向け責任をもった運営を行う仕組みを確立する。

その結果、仮に何らかの理由で期待通りの成果をあげていないものがあれば、その改善策を検討するとともに、新たな施策等の企画立案や的確な実施に反映させる。これによって、「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善・反映 (Action)」というマネジメント・サイクルを確立し、成果を重視した行政運営への転換を図る。

### 3 国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。

施策や業務は国民のためのものであり、施策や業務の良否を最終的に判断するのは国民である。このため、業務評価の実施を通じて、施策等の意図とその結果を国民に対して明確に説明する必要がある。

また、業務評価の結果を幅広く公表することで、行政過程の透明性を確保するとともに、国民との対話を通じた施策や業務の改善努力を図っていく。

4 仕事の進め方を改善し、職員の意識の向上、組織の活性化を図る。

業務評価の実施を通じて、気象庁の職員は、気象庁の使命、施策等の目標及び意図、活動の方針、担当する業務の目的等をより明確に自覚できるようになる。そのことを踏まえ、組織として、気象庁全体の方針や国民の立場を意識して、施策や業務のコストの検討を行い、成果重視の行政サービスを提供していくことができるよう促すことにより、より効率的・効果的な業務運営と気象庁全体の活性化につなげていく。

### 第3 業務評価の種類

上記の目的を達成するため、気象庁は「国土交通省政策評価基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、国土交通省における政策評価のうち、担当する政策について自ら政策評価を実施する。具体的な評価の実施手順等は、基本計画実施のために別途定める「国土交通省事後評価実施計画」、「国土交通省政策評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」、「国土交通省研究開発評価指針」、「規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」及び「租税特別措置等に係る政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」に基づき実施する。

また、「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則」を踏まえて気象行政を体系的に整理した別紙の「気象庁の使命・ビジョン、基本目標」のうち、「基本目標（関連する施策等）」を評価する「気象庁基本目標チェックアップ」を実施する。

上記に加えて、「国土交通省研究開発評価指針」に基づき、気象研究所における研究を効果的・効率的に推進するため、「気象研究所研究開発課題評価」を実施する。

### 第4 業務評価の観点

業務評価の実施に当たっては、評価対象の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。基本的には、以下の必要性、効率性及び有効性の観点に着目した評価を行うこととする。また、気象庁基本目標チェックアップは、目標の達成度を評価するものである。

#### 1 必要性の観点

施策等が、別紙の気象庁の使命や基本目標等に照らして妥当性を有しているか、国民や社会のニーズが十分存在するか、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどを明らかにする。

#### 2 効率性の観点

施策等の効果と当該施策等を基づく活動の費用や社会的費用等との関係を明らかにする。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。費用や便益・効果について可能な限り定量的に説明する。

#### 3 有効性の観点

施策等が、気象庁の使命や基本目標等、あるいはより具体的な目標を実現する上でどのように貢献するか、またどのような効果があるかを明らかにする。

## 第5 気象庁基本目標チェックアップ

### 1 評価対象とする基本目標

別紙の「気象庁の使命・ビジョン、基本目標」の基本目標（関連する施策等）を評価するため、その達成度合いを表す業績指標を設定するとともに、業績指標に係る今後5年以内の目標値を業績目標として設定する。そして、業績指標の評価及びそれ以外の関係する取組を踏まえ、基本目標（関連する施策等）を総合的に評価する。また、基本目標（関連する施策等）を総合的に評価するにあたっては、気象情報の満足度を測定するなど、アンケートその他の調査方法によって、国民や気象情報の利用者等の気象業務に対する評価の直接把握に努める。

### 2 業績指標の設定

業績指標の設定にあたっては、次の要件を満たすものとする。

- (1) アウトカム（業務の実施によって国民等にもたらされる成果）に着目したもの
- (2) アウトプット（社会に提供する財・サービスの産出量）に着目した場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について説明可能（定性的な説明で可）であるもの
- (3) インプット（業務を実施するために投入された予算等の資源）に着目した場合は、当該インプットがもたらすアウトプットとの関係を説明でき、また、そのアウトプットとアウトカムとの因果関係について説明可能（定性的な説明で可）であるもの
- (4) 顧客満足度に着目したもの
- (5) 業績を改善しようとする職員への動機付けとなりうるもの
- (6) 国際比較に関するもの

### 3 評価の実施手順

評価の実施手順は以下による。

- (1) 各部局は、毎年度末を目途に、基本目標（関連する施策等）及び業績指標の達成度又は進展度等をまとめ、その結果を業務評価室へ提出する。
- (2) 各部局は、上記(1)の提出の際、評価結果が目標の達成度の観点等からみて不十分な状況にあると考える場合には、その考えられる要因や今後の対応等に関する概要を合わせて提出する。また、考えられる外部要因の影響等、参考になる情報も可能な限り盛り込む。
- (3) 業務評価室は、上記(1)の提出を受け、毎年度末又は翌年度の初めを目途に、気象庁としての基本目標（関連する施策等）及び業績指標の評価を取りまとめ、公表する。
- (4) 基本目標（関連する施策等）及び業績指標の新たな設定及び変更は、(3)を踏まえて行う。
- (5) 複数年度に渡る目標に関する指標の測定は計画的に実施する。

### 4 留意事項

- (1) 業績指標の設定は、国民の視点に立つとの観点から、基本的にはアウトカム指標を用いることが望ましいものの、適切なアウトカム指標の開発、データ収集に相当

のコストがかかったり、アウトカムに対しては外部要因の影響も大きい場合もあると考えられる。このため、関連する事業の進捗率等のアウトプット指標によることがより適切な場合があることについても考慮しつつ、業績指標の選定については十分な検討を行う。また、気象情報の満足度を測定するなど、アンケートその他の調査方法によって、国民や気象情報の利用者等の気象業務に対する評価の直接把握に努める。さらに、業績指標を開発する上でのデータ収集、参考事例等の蓄積、検索手法等の開発に努める。

- (2) 所管する業務の性格等の違いから、アウトカム指標が考えられる部局と、必ずしもそうでない部局とがあるため、各部局の業務の特性に応じた多様なものとなり得ることに留意しつつ、業績指標の設定を行う。
- (3) 業績指標は国土交通省政策チェックアップの業績指標等及び実施庁が達成すべき目標の設定に活用されることを前提に作成する。

## 5 その他

気象庁基本目標チェックアップの具体的な実施手順等は、別途気象庁総務部総務課長が定める「気象庁基本目標チェックアップ実施細目」による。

## 第6 気象研究所研究開発課題評価

気象研究所研究開発課題評価については、別途、気象研究所長が定める「気象研究所研究評価実施規則」による。

## 第7 学識経験を有する者の知見の活用

気象庁における業務評価を踏まえて気象行政の向上を図るため、以下の場合には、学識経験者等の第三者からなる懇談会を随時開催して意見を聴取し、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への業務の関わりに関する実践的知識を活用する。

- 1 本実施要領又は第10に示す気象庁業務評価実施計画において第三者の意見を聴取する旨を定めている場合
- 2 このほか、業務評価の実施状況（業務評価結果及び業務評価に関する情報公表の状況を含む。）及び評価結果の施策等の企画立案、業務の実施等への反映状況等について特に意見を聴取する必要がある場合

## 第8 評価結果の反映

### 1 企画立案作業等への反映

評価結果については、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定といった施策等の企画立案作業及び的確な業務の実施計画の策定作業における重要情報として、当該企画立案及び実施計画策定の作業に適時・的確に反映する。

### 2 反映状況の報告

業務評価結果の施策等の企画立案等への適時的確な反映を確保するため、業務評価結果の施策等の企画立案等への反映状況について、第9の2の(2)で示す気象庁業務評価年次報告に取りまとめる。

## 第9 インターネット等の利用による業務評価に関する情報の公表等

### 1 公表内容等

業務評価に関する以下の各情報を公表する。

- (1) 気象庁業務評価実施要領
- (2) 第10に示す気象庁業務評価実施計画
- (3) 気象庁業務評価実施計画に基づき実施した事項の結果
- (4) 以下の評価に関する情報
  - ア 国土交通省政策評価のうち、主に気象庁に係る事項
  - イ 気象庁基本目標チェックアップ
  - ウ 気象研究所研究開発課題評価
- (5) 第三者から出された意見、助言等（第7に定める懇談会の議事録を含む。）
- (6) 2の(2)で示す気象庁業務評価年次報告

上記に掲げる以外の業務評価関連情報（評価過程における情報を含む。）についても、可能な限り具体的に公表する。

### 2 公表方法

業務評価に関する情報の公表は、以下の方法により行う。

- (1) インターネットによる公表  
業務評価に関するすべての公表情報については、原則としてインターネット上で閲覧が可能となるように措置する。技術的・経費的問題等からインターネット上の公表が困難な情報等が存する場合には、当該情報の概要、所在、閲覧方法等についてインターネット上に明示するように努める。
- (2) 気象庁業務評価年次報告の取りまとめ  
気象庁における業務評価の実施状況、評価結果の施策等の企画立案等への反映状況を一覽的に明示することを目的として、毎年5月を目途に気象庁業務評価年次報告を取りまとめ、公表する。
- (3) 閲覧等  
業務評価に関する公表情報については、インターネット上の公表に加え、文書閲覧窓口等において、一般の閲覧に供する。

### 3 国民からの意見の受付等

国民との双方向性を有する行政（コミュニケーション型行政）の推進を図る観点から、以下の措置を講じる。

- (1) インターネットにより業務評価に関する情報を公表する場合は、インターネットによる意見等の受付方法を記載するなど、国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。
- (2) 提出された意見等については、気象庁内における関係部局への通知、意見の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。

## 第10 気象庁業務評価実施計画

気象庁における業務評価の計画的で、円滑かつ的確な実施を確保するため、向こう概ね5年度程度を視野に入れ、年度ごとに気象庁業務評価実施計画を策定する。

気象庁業務評価実施計画には、以下の事項を定める。

- 1 当該年度に関係する気象庁基本目標チェックアップに係る事項
- 2 国民や気象情報の利用者等の気象業務に対する評価の直接把握に係る事項
- 3 その他、本実施要領に基づく各年度の業務評価の運営に関し必要な事項

## 第11 庁内体制・手続等

### 1 主要事項の決定

気象庁業務評価実施計画の策定、気象庁業務評価年次報告の取りまとめ、その他気象庁における業務評価に関する主要事項は、庁議（気象庁庁議規則(昭和40年気象庁達第14号)）に付して決定する。

### 2 業務評価室の役割

気象庁における業務評価は、施策等を担当する部局がその施策や業務について自ら行う評価が基本となるが、その際、業務評価室は、以下の観点から、気象庁における業務評価の円滑かつ的確な実施の確保に努める。

#### (1) 相互牽制による評価の客観性・質の確保

気象庁内において業務評価を行う所管部局と相互牽制関係にある担当組織として、庁内の業務評価を総括することにより、気象庁における業務評価の客観性や質の確保を図る。

#### (2) 相互補完による評価の取組みの推進

気象庁における業務評価の計画的実施、定着を図るとともに、評価手法等の研究開発、施策等所管部局に対する情報、知識、技能等の提供、複数の部局にまたがる施策等の評価の実施等を行うことにより施策等所管部局の業務評価を補完・支援し、庁全体の業務評価の取組みを推進する。

### 3 庁として一体的な評価の実施等

(1) 各部局及び業務評価室は、適切な役割分担の下、施策や業務の評価と、その結果の施策や業務への反映に一体として取り組む。

(2) 業務評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、各部局は業務評価室に対して資料・情報の提供等必要な協力を行う。

(3) 業務評価室は各部局の評価の実施に対する支援（情報・知識・技能の提供等）を行う。業務評価の実施が各部局の業務運営に過負担となるようなことがないよう、効率的な業務評価の運営に努めるとともに、評価事務及び評価の結果の施策や業務への反映の円滑かつ的確な実施を確保するための各部局との適切な連絡・調整を図る。

## 第12 留意事項等

### 1 業務評価の目的に沿った運用

施策や業務のマネジメント・サイクルに基づく業務評価の「方式」は、その定型的な評価方式に意味があるのではなく、各部局が施策や業務のマネジメント・サイクルを確立し、

目標を持った行政運営を行うことが重要であり、評価活動がきちんと行われているかどうかの「評価」は、そうした視点からなされるべきである。その意味からも、評価方式等の細部に拘泥することよりも、評価の目的を理解した運用を行うことが重要である点に留意しつつ、その運用を行う。

## 2 評価の継続的改善等

- (1) 行政機関における施策や業務の評価は、世界的に広く導入されているが、先進事例を見ても、まだ完成されたものはなく、試行錯誤を重ねている状況にあることから、気象庁においても、気象行政に最も適した業務評価システムの確立を究極的な目標として、第三者や国民の意見も踏まえ、常に方式等の見直しを行い、改善を図る努力を継続する。
- (2) 業務評価は、形式的な運用に陥るならば、行政組織に膨大な事務負担をかけるばかりで効果が見られないという事態を招くおそれがある。このため、気象庁では、全組織を挙げて、業務評価の考え方と実際の進め方についての理解を深めながら、段階的に着実な実施を進め、業務評価を組織に根付かせるように努める。
- (3) 業績指標の設定については、国民にとってわかりやすく、施策等の企画立案や業務の的確な実施に資するものとなるよう、今後とも、十分な検討を行いながら改良と充実を図ることとする。
- (4) 業務評価の導入を契機とするマネジメント改革は、持続させてこそ意味があるものである。改革の持続性を担保するためには、施策等の企画立案、実施に携わるすべての職員が、施策や業務のマネジメント・サイクルの確立、目標による行政運営等の理念を共有し、それらに基づき業務を改善しようとするそれぞれの立場で努めることが重要であることに留意しつつ、その運用を行う。

## 3 地方公共団体等からの情報収集等

業務評価の運用に当たっては、気象行政における国民生活等への効果を的確に把握し、アウトカムを指向した目標の設定等のため、気象庁が発表する各種情報の利用者である国や地方公共団体の防災機関その他の関係者と連携し、必要な情報収集等を進める。

## 4 業務評価に関する技能向上等

気象庁における業務評価のレベル向上を図るため、研修の実施等による職員の技能向上、必要な手法の調査研究等を継続的に推進する。

## 5 情報公開法との整合性確保

業務評価に関する公開情報や提出された意見に対する回答については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）の運用との整合性を確保する。

### 附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度の評価は、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度の評価は、なお従前の例による。

# 気象庁の使命・ビジョン、基本目標

基本目標（戦略的方向性）

基本目標（関連する施策等）

## 使命

気象業務の健全な発達を図ることにより、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際協力を行う。

## ビジョン

安全、強靱で活力ある社会を目指し、国民とともに前進する気象業務

- 産学官や国際連携のもと、最新の科学技術を取り入れ、観測・予報の技術開発を推進する。
- 社会の様々な場面で必要不可欠な国民共有のソフトインフラとして気象情報・データが活用されることを促進する。

### 1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

- 1-1 台風・豪雨等に係る防災に資する情報の的確な提供
- 1-2 地震・火山に係る防災に資する情報の的確な提供
- 1-3 気象防災の関係者と一体となった地域の気象防災の取組の推進

### 2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献

社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

- 2-1 航空機・船舶等の交通安全に資する情報の的確な提供
- 2-2 地球温暖化対策に資する情報・データの的確な提供
- 2-3 生活や社会経済活動に資する情報・データの的確な提供
- 2-4 産業の生産性向上に向けた気象データ利活用の促進

### 3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

- 3-1 気象業務に活用する先進的な研究開発の推進
- 3-2 観測・予報システム等の改善・高度化

### 4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

- 4-1 気象業務に関する国際協力の推進